

【表紙】

| | |
|----------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年9月30日 |
| 【発行者名】 | 日本都市ファンド投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 西田 雅彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング |
| 【事務連絡者氏名】 | 株式会社KJRマネジメント 執行役員都市事業本部長 荒木 慶太 |
| 【電話番号】 | 03-5293-7081 |
| 【届出の対象とした募集内国投資証券 に係る投資法人の名称】 | 日本都市ファンド投資法人 |
| 【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 936,054,000円 |
| 安定操作に関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月25日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2024年9月30日開催の本投資法人の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 頁で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注1) 本投資法人は、2024年9月25日（水）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当（下記(注2)に定義します。）とは別に、本投資口204,100口の公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」又は「本募集」といいます。）を行うことを決議しています。一般募集においては、発行投資口数204,100口のうちの一部分が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。

(中略)

(注3) 割当先の概要及び本投資法人と割当先との関係等は、以下のとおりです。

| | | | |
|-------------------|---------------------|-------------------------------------|-------------|
| 割当先の氏名又は名称 | | みずほ証券株式会社 | |
| 割当口数 | | 10,200口 | |
| 払込金額 | | 981,000,000円(注) | |
| 割当先の内容 | 本店所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | |
| | 代表者の氏名 | 取締役社長 浜本 吉郎 | |
| | 資本金の額（2024年6月30日現在） | 125,167百万円 | |
| | 事業の内容 | 金融商品取引業 | |
| 大株主（2024年6月30日現在） | | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 100% | |
| 本投資法人との関係 | 出資関係 | 本投資法人が保有している割当先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当先が保有している本投資法人の投資口の数（2024年7月31日現在） | 52,909口 |
| | 取引関係 | 一般募集の事務主幹事会社です。 | |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 | |
| 本投資口の保有に関する事項 | | 該当事項はありません。 | |

(注) 上記の払込金額は、2024年9月17日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

(前略)

(注1) 本投資法人は、2024年9月25日（水）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当（下記(注2)に定義します。）とは別に、本投資口204,100口の公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」又は「本募集」といいます。）を行うことを決議しています。一般募集においては、発行投資口数204,100口のうちの一部分が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されます。

(中略)

(注3) 割当先の概要及び本投資法人と割当先との関係等は、以下のとおりです。

| | | | |
|---------------|---------------------|-------------------------------------|-------------|
| 割当先の氏名又は名称 | | みずほ証券株式会社 | |
| 割当口数 | | 10,200口 | |
| 払込金額 | | 936,054,000円 | |
| 割当先の内容 | 本店所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | |
| | 代表者の氏名 | 取締役社長 浜本 吉郎 | |
| | 資本金の額（2024年6月30日現在） | 125,167百万円 | |
| | 事業の内容 | 金融商品取引業 | |
| | 大株主（2024年6月30日現在） | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 100% | |
| 本投資法人との関係 | 出資関係 | 本投資法人が保有している割当先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当先が保有している本投資法人の投資口の数（2024年7月31日現在） | 52,909口 |
| | 取引関係 | 一般募集の事務主幹事会社です。 | |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 | |
| 本投資口の保有に関する事項 | | 該当事項はありません。 | |

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

981,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、2024年9月17日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

936,054,000円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2024年9月30日（月）から2024年10月2日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

91,770円

(注) 発行価格は、2024年9月30日（月）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定されました。

(15) 【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当における手取金上限（981,000,000円）については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得等に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集に係る日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）における手取金（19,641,000,000円）については、海外販売における手取金（未定）と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第45期取得済資産、取得予定資産、公表済第47期取得予定資産、第45期譲渡済資産及び譲渡予定資産の概要 取得予定資産及び公表済第47期取得予定資産の概要 <取得予定資産>」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産（当該特定資産を以下総称して「取得予定資産」といいます。）のうち、「Gビル神宮前10」、「JMFビル横浜港北01」及び「JMFビル大阪福島02」の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記の各手取金は、2024年9月17日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、国内販売における手取金は、本書の日付現在における、国内販売口数（発行数）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）に係るものです。

< 訂正後 >

本第三者割当における手取金上限（936,054,000円）については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得等に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集に係る日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）における手取金（11,238,154,200円）については、海外販売における手取金（7,492,102,800円）と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第45期取得済資産、取得予定資産、公表済第47期取得予定資産、第45期譲渡済資産及び譲渡予定資産の概要 取得予定資産及び公表済第47期取得予定資産の概要 <取得予定資産>」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産（当該特定資産を以下総称して「取得予定資産」といいます。）のうち、「Gビル神宮前10」、「JMFビル横浜港北01」及び「JMFビル大阪福島02」の取得資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、2024年9月25日（水）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、一般募集を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるKKR Alternative Assets LLCから10,200口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

（中略）

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から本第三者割当の払込期日の3営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、2024年9月25日（水）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、一般募集を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるKKR Alternative Assets LLCから借り入れる本投資口10,200口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

また、みずほ証券株式会社は、2024年10月2日（水）から2024年10月31日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）